

建設コンサルタント登録規程の一部改正について

平成23年3月14日
国土交通省総合政策局
建設市場整備課

1. 改正の経緯

平成22年4月、建設関連業検討会（座長：小澤一雅東京大学大学院教授）において、建設関連業のあり方と関係者それぞれの果たすべき役割について、今後の方向性がとりまとめられました。本検討会の報告書において、登録制度に関する提言が行われたことを受け、このうち具体的な方向性が示されたものについて、今般、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の一部を改正しました。

また、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）等の改正を受け、登録業者が毎事業年度終了後等に提出すべき財務に関する書類（貸借対照表、損益計算書等）について、同規程の様式の一部を改正しました。

2. 改正の概要

建設コンサルタント登録規程（以下「規程」という。）の主な改正内容は以下のとおりとなります。

（1）暴力団排除規定の新設【第6条関係】

暴力団員等や暴力団員等によりその事業活動を支配された者等を排除できるように、

①のとおり欠格事由に追加するとともに、②のとおり欠格事由の範囲を拡大しました。

① 登録をしない場合の欠格事由として以下の者を追加

- 1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」。）
- 3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 4) 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

② 登録をしない場合の欠格事由に該当する罰則の範囲を禁錮以上の刑に拡大するとともに、その欠格期間を2年から5年に延長

（2）指導監督強化のための勧告及び登録停止に関する規定の新設

【第11条・第12条・第15条関係】

登録業者に対する指導監督の強化を図るため、違反行為の内容に応じた段階的な措置を行うことができるよう、勧告及び登録停止に関する規定を以下の内容で新設しました。

・登録を受けた者が、規程に違反したとき又は業務に関し不誠実な行為をしたときは、勧告若しくは1年以内の期間を定めてその登録の全部又は一部の停止ができること。

- ・勧告に従わないときは、登録の停止ができること。
- ・登録を停止した場合は、登録停止簿に当該停止の事実及びその理由を明示すること。
- ・登録を停止された者は、停止期間中は登録を受けていることを表示してはならないこと。
- ・登録の停止又は消除（2年間再登録禁止）をするときは、弁明の聴取を行うこと。
- ・登録の停止に違反したときは、登録を消除すること。

(3) 所在不明者等の登録消除に関する規定の新設【第14条関係】

登録を受けた者の事務所の所在地を確知できないとき、又は登録を受けた者の所在を確知できないときは、その事実を公告し、申出がない場合にはその登録を消除できるように規定を新設しました。

(4) 財務に関する書類の見直し

規程においては、登録・更新登録時及び毎事業年度終了後に提出すべき財務に関する書類（貸借対照表、損益計算書等）の様式を会社法（平成17年法律第86号）、会社計算規則、企業会計基準等に準拠して定めていますが、先般、会社計算規則の改正、工事契約に関する会計基準等の企業会計基準の策定・改正により、株式会社等の計算書類の作成方法が大きく変更されたことを受けて、以下のとおり改正しました。

- ・「リース取引に関する会計基準」の改正を踏まえ、勘定科目として「リース資産」及び「リース債務」を追加するとともに、同会計基準に則した記載要領を追加。【様式第10号貸借対照表関係】
- ・会社計算規則の改正を踏まえ、金融商品関係、賃貸等不動産関係の注記を追加するとともに、継続企業の前提に関する注記、関連当事者との取引に関する注記の記載要領を改める。【様式第13号注記表関係】
- ・「工事契約に関する会計基準」の策定を踏まえ、同会計基準に則して収益及び費用の計上基準に関する記載要領を改める。また、注記事項として「業務損失引当金に対応する未成業務支出金の金額」、「売上原価に含まれる業務損失引当金繰入額」を追加するとともに、同会計基準に則した記載要領を追加。【様式第13号注記表関係】

(5) 民間資格の活用

民間資格の積極的活用という観点から、現況報告書（新規登録申請を含む。）における「技術士等一覧表」や「使用人数」に記載できる資格について、RCCMを記載できるように変更しました。【様式第4号・様式第8号関係】

(6) その他申請書様式等の改正

上記（1）から（5）に関連する申請書様式等その他所要の改正を行いました。

3. 施行期日及び経過措置

(1) 施行

平成23年7月1日

※ 財務に関する書類の様式（様式第10号から様式第15号まで）の改正は平成23年4月1日

(2) 経過措置

決算日が平成23年3月31日以前となる事業年度に係る財務に関する書類については、改正前の様式に基づいて作成することができます。